

発行所 (郵便番号100) 東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ノ内ビルディング781号室 社団法人スウェーデン社会研究所 Tel (212) 4007・1447 編集責任者 堀内六郎 印刷所 関東図書株式会社 定価200円 (年間購読料参千円) 1980年12月25日発行 第12巻 第12号 (毎月1回25日発行) 昭和44年12月23日第3種郵便物認可	<h1 style="font-size: 2em;">スウェーデン社会研究月報</h1>
<h2 style="font-size: 1.5em;">Bulletin Vol. 12 No. 12</h2>	
Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden) Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan	

スウェーデン経済の新しい展望

The Swedish Economy—New Prospect

理事 中央大学教授 丸尾直美

Prof. Naomi Maruo

1970年代中頃までは、経営参加、雇用保障、被用者基金構想など、次々と目新しい政策や構想で注目されたスウェーデンも、保守政権になった1976年頃からは政策の展開という点ではこれと云った特別な動きをみせていない。日本でも大きく報道された最近の大きなニュースと云えば原子力発電に関する国民投票や1980年5月の10年ぶりの労使間の大紛争ぐらいのものであろう。経済情勢に関するニュースもスウェーデン経済の深刻さを示すものが多い。

1979年の総選挙の年には好景気だったが、1980年には再び景気は停滞に向い、消費者物価は昨年5月の労使紛争のとき以来年率で平均13%ほど上昇し、国際収支は約200億クローナ(約48億ドル)の赤字(国内総生産の約4%に相当)になるものと推定されている。その上、財政収支の赤字(国債依存)はGDPの約10%という大きな比率に達した。わが国の場合よりは国債依存率(一般会計に占める新規国債発行の大きさ)は低いが、スウェーデンは財政規模の対GDP比が大きいので、新規国債発行の対GDP比は日本の約6%より4%も大きくなっている。

このような財政赤字に対処するため、スウェーデン政府は昨年9月に付加価値税率を20.63%から23.46%とヨーロッパ第一の高水準に引き上げるとともに、予算節約の政策パッケージを発表して、住宅および食糧補助、防衛費、対外援助、それにエネルギー節約助成費まで削減しようとしている。また、わが国でも紹介されている注目の部分年金は、税金を考慮に入れると受給者に有利す

ぎて予想以上に受給者と費用負担が多くなったので、手直しされた。すなわちこれまでは、仕事を減らした場合、減少した所得の65%を部分年金として受給できたのが、1981年度の1月から50%へと減額されることになった。

もし、スウェーデンが単に福祉政策を見直し、労使関係の平和と合理性をも失ってしまうことになれば、スウェーデンも深刻なイギリス病に陥ってしまったと云うことになるが、おそらく合理的なスウェーデン人のことだから試行錯誤的に問題解決の新しい方向を見出していくだろう。

筆者が昨年11月にスウェーデンにいたとき、たまたま、ロンドン「エコノミスト誌」のスウェーデン特集が、今後、「どんな新<スウェーデン・モデル>があらわれるにせよ、それは二人のプレイヤー(LO、SAFのこと)だけのゲームという概念に基づく古いモデルにはならないだろう」と述べていたが、たしかに労使に、政が加わった社会契約型あるいは参加システム型賃金、政策の決定の重要性が今後高まるであろう。また、現在、ラルション委員会で検討されている被用者基金プランも修正されたLO・社民案、被用者の自発的株式購入を減税で助成するとの経営者側の案、自由党・中央党の競合的市民基金案の三案を中心に検討され、次の総選挙のときまでには具体案が固まり、再び大いに論議されるであろう。いずれにせよ労使政三者の関係の再編成によってスウェーデン型福祉国家は次の段階へと進んでいくであろう。

議会制民主主義と国王の地位

The Parliamentary Democracy and the position of the King

早稲田大学教授 清水 望
Prof. Nozomu Shimizu

本年4月、スウェーデン国王のカール・グスタフ16世御夫妻が来日されたが、スウェーデンの王制はきわめて民主的である。月報 Vol. 12 No. 2にも報ぜられたように、1980年1月1日に発効した新基本法（王位継承法）では、ヴィクトリア王女が王位継承者に決定された。男女にかかわらず、第一子を王位継承者とすることは世界でも例がないこととして注目された。スウェーデン王制が民主的であるといわれるゆえんである。しかしそれはただ王位継承資格の問題に限られない。憲法である政体書（Regeringsformen）でも国王の地位は、他の王国に比較して民主的であり、その権限も限定されている。現在の政体書は1974年に制定された（1975年1月1日発効）が、それは1809年の政体書にとってかわったものである。この政体書によると、国王は国家元首たる地位を与えられている（1章）が、政治的な権能を有せず、形式的、名目的なものに限られている。たとえば、国王は組閣についていかなる権能も有しない。国会議長は国会内の各会派の代表者および副議長（複数）と協議して内閣総理大臣候補者を国会に提案し、その者が選出されるならば、そのまま内閣総理大臣になる（6章2条）。わが国では国会によって指名された内閣総理大臣は、形式的にせよ天皇によって任命されているが、スウェーデンでは国王による内閣総理大臣の任命という行為すら必要としない。ただ政権の交替は国務院の特別会議において国王の面前で行われる。国王は国会の常会では開会を宣言するにとどまる。このように国王の権能は形式的、名目的である。もとより国王は国会の対外問題特別委員会の議長として代表的な機能もはたすが、旧政体書の場合と較べてその権能がいちじるしく縮減されたことは注目されている。

ところで一世紀以上の長い間施行されてきた1809年の憲法（政体書）は皮肉なことにさし迫った状況のもとに、きわめて短期間の審議のあと制定されたものであった。ナポレオン戦争に敗北した結果、陸軍の過激分子のクーデタにより、国王のグスタヴ四世は退位、その叔父のカール十三

世が即位し、その即位とともに政体書を制定せざるを得ない状況であったからである。にもかかわらず、ファールベックは自負をこめて、「信じられないほどの短期間のあいだに、ほとんどやりそねの形跡もとどめずに完成された」憲法であると述べた。たしかこの政体書が長命であったことから首肯できる面もあったが、審議の期間が短かっただけに、アンデルソンが言うように、「姑息な間に合わせ策を講じて急場をしのいだ」面があったことも否定できない。この旧政体書によると、国王にはかなり大きな権限が与えられた。実際の運用をみても、たとえば第一次大戦前、当時の国王グスタヴ五世が、ストーヴ内閣（第二次）の防衛政策を批判して問題になったことがある。しかしその後国王は政治的意思形成に公然と関与することを控えるようになり、国王への批判はみられなくなった。そして国王への信頼は高まっていた。1950年、68歳でグスタフ六世が王位を継承したが、「私の義務は国民への奉仕」をモットーに国民との接触に努めたことはよく知られている。このような王室の民主化は議会主義の発展とも深いかわりをもっている。

旧政体書は、統治の仕組みとしては権力分立型をとったが、政党政治の発展にもなって議会主義が次第にこの国に定着していった。ルント大学の Nils Stjernquist 教授の言葉をかりるならば、「憲法と併行して、また一部は憲法に背馳して、憲法に定められた権力分立制は漸次議会主義に変容していった」といえよう。彼の言うように、議会主義は1917年にすでに政治生活において根をおろしていた。旧政体書によれば、国王が大臣を任命することになっていたが、その任命は形式的なものになり、大臣は国会の多数の信任を享受するか、この多数によって受容られるものであることをみとめなければならなかった。彼はこれを《生きた憲法》とよんだが、1974年の憲法（政体書）が制定されるまでには、1809年のそれとは対蹠的にかんがりの長年月を要している。

もとより1974年の新政体書が制定されるまでも、時代の進展にともない、これに対応すべく数

多くの憲法改正が行われてきた。すなわち 114 箇条全体のなかで変更されない条文は若干のものにすぎなかった。政体書は統治の仕組みにおいて二元主義をとったが、議会主義の定着化にともなってその二元主義は実際には一元的な統治形態に置き換えられた。すなわち内閣の構成は議会の構成如何にかかわるものとなった。たび重なる改正で統治形態は憲法上《つぎはぎ細工》のような観を呈した。いきおい表現も統治構造も不統一を免れなかった。もしそこに一貫したものを求めようとすれば、政体書は全面的に改めなければならない。

しかしながら憲法の全面的改正への要求が一般的な高まりをみせるまでには若干の年月を要した。なぜなら政府も国会もともに憲法の部分改正、したがって旧政体書のわく内での改正で十分である旨を繰り返し説明してきたからである。その根拠は多くあった。その一つは伝統への執着であった。彼らはアメリカ合衆国憲法につぐヨーロッパ最古の憲法を廃棄するにしのびなかった。今一つの、より重要な根拠は、すでに議会主義および民主主義が一般に定着し、議会の多数派による政治が安定した政治状況をもたらしているので、憲法問題に対する関心は一般にはそれほどもたれなかったということである。

こうした状況のもとに1953年、社会民主党の若手議員が議会制民主主義、詳言すれば、議会生活の憲法上の大綱の原理と形態について総括的かつ無条件に検討するよう提案した。これが一つの刺戟剤となって翌1954年、憲法調査委員会が設置されることになった。この委員会は法務大臣によって任命される3名の議員、下院より5名の議員によって構成され、1954年8月よりその活動を開始した。その任務は、民主主義の理念を具体的にど

のように生かすかという問題を総合的に検討するとともに、それにもとづいて憲法をいかに近代化してゆくかということであった。

法務大臣の方針にしたがって、次の諸点が検討された。1) 選挙制、2) 国会の組織と活動方法、3) 憲法生活における団体の地位、4) 政府の地位と運営の方法、5) 大臣の責任—議院内閣制がそれである。そして章別に検討すべき事項をとりあげた。そのなかで第1章「国家の基礎」は憲法調査委員会の基本的な考え方を知らうえで重要な意味をもった。そこでは「スウェーデン国におけるすべての国家権力はスウェーデン国民に由来する」旨が明らかにされ、「この国民国家は議院内閣制と地方自治制によって実現される」ことになった。かくて政体書とともに王位継承法と出版自由法を国の憲法法律とした。こうした基盤にもとづいて改正作業はすすめられたが、その作業は遅々としてすすまなかった。しかし彼らはまず比較的小規模の部分改正を行った(1964年より1965年)が、そのなかには「主権の国際組織への委譲」に関する規定があげられる。そのあと四大政党は改正作業を続行することに同意した。そしてまず二院制を一院制に移行し、選挙制度を改正し、「議院内閣制」的規定の憲法典への導入を提案した。これらの提案は1968年ないし1969年に国会において議決され、1971年1月1日より発効せしめるという手順をとった。こうした部分改正は当然のことながら、国王の権能を縮減させるものであった。こうしてスウェーデンは実に20年の歳月を経たのち1974年、ついに宿願を達した。しかもこれに満足せず、1976年/77年、基本権を中心に増補改正を行ったが、そのねばり強さには驚きのほかない。

スウェーデン王立理工学アカデミー

グンナー・ハンブレウス総裁に第一回本田賞贈呈

本田財団は、このたび同財団の提唱する“人間活動をとりまく環境全体との調和をはかった真の技術—エコ・テクノロジー”の観点から、すぐれた業績をあげた個人または団体に年1件本田賞を贈呈することを決定し、その第1回本田賞が、去る11月17日ホテル・オークラにおいて、関係者多数の出席のもとに、本田総一郎本田技研株式会社最高顧問よりスウェーデン王立理工学アカデミーのグンナー・ハンブレウス総裁に贈呈された。

盛大裡に日瑞基金設立 10 周年記念行事挙る

前号でご紹介したとおり、11月20日経団連会館において日瑞基金の10周年記念行事の一部として、スウェーデン王立理工学アカデミーのハンブレウス総裁の講演とパーティーが行われた。

まず、岡村健二郎理事の司会で、西村光夫専務理事の挨拶により開会され、講演に先立ち、スウェーデン王立理工学アカデミーより、土光敏夫前会長と西村専務理事に対し、長年の両国交流の功績をたたえ、メダルがハンブレウス総裁より授与され、10周年の祝詞を兼ねたウーデバル駐日スウェーデン大使およびブード大使館科学技術担当参事官の挨拶が行われた。

つづいてハンブレウス総裁の「スウェーデンの科学技術の研究開発について」と題する講演が行われたが、その内容は多数のスライド映写による説明を含めた興味あるスウェーデンの科学技術の紹介で、約90名の聴衆に深い感銘を与えた。

引きつづいて記念パーティーに入り、改めて西村専務理事より長年の援助に対する謝詞と今後への抱負が述べられ、つづいてハンブレウス総裁、関経団連専務理事、日向前駐瑞大使、下田前駐米大使等の祝詞が述べられ華かにも和気あいあいとした懇談が夜晩くまでつづいた。



ハンブレウス総裁より土光前会長へ授与



ハンブレウス総裁より西村専務理事へ授与



ウーデヴァル駐日大使



ブード大使館参事官



ハンブレウス総裁の講演



記念パーティー

政治外交研究会

政治外交研究会（主査明治大学教授岡野加穂留氏）は、11月21日、スウェーデン大使館会議室において、顧問小野寺信氏の「スウェーデンの安全保障の問題点」の研究発表を行った。その内容は次の通りであった。

1) スウェーデンの安全保障政策とくに防衛政策には近い将来、画期的な新工夫の加えられる可能性がある。

2) 安全保障政策で将来重要性を増すのは外向的な面で、とくに戦争および紛争防止のための外交政策と通商政策の活動が要求されるであろう。オイルショック以来、平時危機対策が熱心に取り上げられている。

3) 防衛政策では、経費の裏付けなしの軍事防衛になるのを恐れているが、最少限として国境防

備の強化は絶対に要求される。その他、兵役義務制に代る男女平等の総合防衛義務制、国民総抵抗の国民防衛組織、無武装市民抵抗等についての検討が行われている。いずれにしても国民を守る防衛である。

4) スウェーデンの安全保障防衛政策論には、日本としても他山の石として学ぶべきものが少なくない。まず第一に国民に、守るに価する国の国民である自覚を持たせなければならない。守るに価する国というとき、高福祉社会の含みがある。次に大切なのは、政府の責任者の国際紛争防止と解決のための常時活動が、もっともっと積極化することである。この点から見ると、首相や外相は広義の国防、すなわち国際紛争防止活動の第一線の勇士だということになる。（小野寺百合子記）

福祉社会研究会

福祉社会研究会（主査慶応大学教授庭田範秋氏）は、月1回宛、各項目にわたって継続研究会を開くことになった。11月22日はその第1回として千葉商科大学教授松本浩太郎氏の「スウェーデンの年金」の発表を、当研究所で行った。

発表の前半は、年金の歴史を、イギリスのエリザベス女王のプアローと、ドイツのビスマルク年金法から説きおこし、わが国の厚生年金が今日に至るまでの経過の説明を加え、年金制度というものものの定義や条件、哲学的意味にまで及ぶ解説であった。後半はスウェーデンの現在の年金諸制度についての説明であったが、前半の年金理論と一々関連づけながら非常に明快かつ平易な説明展開であった。

スウェーデンの年金について要点は次の通りであった。

1) 年金計算の基礎に基礎額（Base amount）を使うこと。これは消費者物価が3%上昇するごとに上昇し、1980年現在、14,500 クローナである。

2) 公的年金は、国民基礎年金（A P）と国民付加年金（A T P）である。前者は全国民に均一額で、基礎額に基づく年金。後者は基礎額と基礎額の7.5倍の間の報酬額に基づく比例年金。新しく導入された部分年金は、60~65歳のパートタイム勤労者を対象とする。

3) 協定年金に I T P（ホワイトカラー勤労者）と S P P（ブルーカラー勤労者）がある。これは基礎額の7.5倍と同じく15倍の間の報酬額に基づく比例年金である。

4) そのほかに企業年金、個人年金は自由につくることができる。（小野寺百合子記）

第2回研究会は東洋女子短期大学助教授 林 宏氏による「スウェーデンの身障者福祉」を12月20日（土）当研究所にて行予定。

第3回研究会は、当研究所理事中嶋博早大教授による「教育福祉について」を1月17日（土）当研究所にて行予定。

10月7日に行われた1980～1981年の通常国会の開会に当り、トールビョーン・フェルディーン(Thorbjörn Fälldin)首相は、その政府施政方針演説において、スウェーデンの経済方針の主要目標は、高レベル雇用の維持と物価上昇率の低減であることを強調した。この二つがあつてはじめて、将来の福祉と社会の安定に必要な基本的条件を護ることが出来るのだとつけ加えた。

首相は更に、世界中を通して起こった構造的変化と、1979年から1980年にかけて石油価格が上昇し続けたことが、貿易収支と当座勘定問題を悪化させたと述べた。また、他の工業諸国と同様に、スウェーデンは、高いインフレと取組みながらも、一方においては、雇用を高レベルに保つことに努め、それに成功した。

経済問題の解決は、工業部門の計画的拡大を前提としている。財源は、積極的な工業、労働市場ならびに地域の為の政策を通して、商業部門の低利益のものから利益拡大をもたらす方へ移行されなければならない。そして、1980年の工業投資の上昇を維持・強化し、株投資の形で貯蓄を刺激することを目的とする諸提案が作成されていることを述べた。

消費の増大範囲を極度に抑え、また、中央・地方行政の双方における公的支出を減じる。

国際的に景気の一時後退が予想されている時に、労働市場政策に関する処置は、偶発的事態にいつでも対応出来る様なものにする。国会に提出される諸提案は、労働市場政策の再検討の結果として出されるものであり、失業給付金の増額が提議されることになっている。

石油輸入量の低減ならびに輸入燃料への依存率を低減する努力は、引続き欠かせない。エネルギー政策の面においては、代替エネルギー源の急速な開発と“脱石油”基金の設立を目的とする提案が出される。本国会においてはまた、1990年迄のエネルギー政策の指針と、新しいエネルギー研究プログラムの試案が提出されることになっている。

スウェーデンの対外政策を振り返って、フェルディーン首相は、次の様に述べた。経済的拘束は、工業諸国を、開発途上国への援助の義務から決して開放するものではない。スウェーデンにとって、国際協力・援助のためのGNPの1パーセントの目標は、開発途上国の貧困をなくすことを援けるためのスウェーデンの努力の一部として、厳然と維持されるものであることを付け加えた。

国会、不信任案否決

10月22日国会で、社民党の動議による反社民政府の不信任案が175—174で否決された。この種の動議は、10年前に憲法で内閣不信任に関する手続きが制定されて以来はじめてのことである。不信任案動議は、社民党から激しい非難をあげていた政府の経済政策発表後に、なされた。

しかし、予測されたように、結果は、連合内閣を形成している中央・自由・穏健三党の総投票数175票が、社民ブロックの174票(うち社民154票、共産20票)を上回った。

スウェーデンにおける現役 の常勤教授数、1,450名

スヴェンスカ ダーグプラーデット(Svenska Dagbladet)によれば、現在スウェーデンには、1,450名の現役の常勤教授がおり、その大半が大学に属しているという。その他の者は、民間企業で働いたり、独立した研究所に雇われたりしている。また、大学の常勤講師は、およそ1,200名程である。

教授、講師どちらの職も、1990年まではふさがっているが、おそらく続く10年間でかれらの90%以上が現役を引退するものと思われる。

目 次

スウェーデン経済の新しい展望……丸尾 直美…	1
議会制民主主義と国王の地位……清水 望…	2
日瑞基金設立十周年記念行事……	4
研究会ニュース……	5
SIPニュース……	6